

第2章 選挙

○木曾広域連合選挙管理委員会規程

〔平成11年4月1日
規程第1号〕

改正 平成17年10月21日 規程第14号

(趣旨)

第1条 この規程は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第194条の規定に基づき、木曾広域連合選挙管理委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長の選挙)

第2条 木曾広域連合選挙管理委員会委員長（以下「委員長」という。）の選挙は、委員の無記名投票で行ない、投票の最多数を得たものをもって当選人とする。この場合得票数が同じであるときは、くじで定める。

2 前項の選挙について、委員中に異議がないときは、指名推薦の方法によることができる。この場合において、指名された者を当選人と定めるかどうかを会議にはかり、委員の全員の同意があった者をもって当選人とする。

3 委員長が選挙されたときは、委員会は、その住所及び氏名を告示しなければならない。

(委員長の任期)

第3条 委員長の任期は、委員の任期による。

2 委員会は、委員長が欠けたときは、すみやかに委員長の選挙をしなければならない。

(委員長の職務代理)

第4条 委員長は、委員長に事故（欠けた場合も含む。以下同じ。）がある場合においてその職務を代理する者を、あらかじめ委員のうちから定めておかななければならない。

2 委員長及び委員長代理にともに事故があるときは、年長の委員がその職務を行なう。委員長及び委員長代理の定まっていないときも同様とする。

(所属政党の届出)

第5条 委員長、委員及び補充員は、その所属する政党その他の政治団体の名称を委員会に届け出なければならない。その所属する政党その他の政治団体を変更し、又は政党その他の政治団体に新たに所属し若しくは所属しなくなった場合も、また同様とする。

(委員の退職等)

第6条 委員が退職したとき、又は委員の欠員を補充したときは、委員会は直ちにその住所及び氏名を告示しなければならない。

2 補充員が退職しようとするときは、委員長に届け出なければならない。

(委員会の招集)

第7条 委員会の招集は、委員に対する通知により行なう。

2 前項の場合において、当該招集が委員の任期満了に伴い、新たに委員が選任された日以後最初の委員会であるときは、当該招集は、年長委員が行なうものとする。

3 前2項の通知には、招集の日時、会議の場所及び議題を付記しなければならない。

(会議)

第8条 委員会の会議は、定例会及び臨時会とする。

2 定例会は、年1回招集するものとする。

3 臨時会は、必要がある場合に招集することができる。

(欠席の届出)

第9条 委員は、委員会の会議に出席することができないときは、あらかじめ委員長にその旨を届け出なければならない。

(委員会招集の請求)

第10条 法第188条の規定により、委員が委員会の招集を請求するときは、希望する招集の日時及び付議すべき議案を委員長に提出しなければならない。

(会議録の調製)

第11条 委員長は、書記をして会議録を調製し、出席委員の氏名、会議の次第その他必要な事項を記載させ、これに署名しなければならない。

(委員長の職務)

第12条 委員長は、おおむね次に掲げる事務を担当する。

(1) 委員会において議決すべき事件につき、その議案を提出し、及び議決事項を執行する。

(2) 公印及び文書の保管に関すること。

(3) 書記その他の職員の任免、給与、服務等に関すること。

(4) その他委員会の庶務に関すること。

(委員長の専決)

第13条 委員会の権限に属する事項で、その議決により特に指定したものは、委員長において専決処分することができる。

2 委員長は、前項の規定により専決処分をしたときは、これを次の委員会の会議に報告しなければならない。

(事務局及び職の設置)

第14条 委員会に事務局を置く。

2 委員会事務局に書記長、書記を置く。

3 書記長は、委員長の命を受け、所属職員を指揮監督し、委員会に関する事務を掌理

する。

4 書記は、上司の命を受け、委員会の事務をつかさどる。

(書記長の専決)

第15条 書記長は、別表第1に定める事務を専決することができる。

(告示)

第16条 委員会の告示は、木曾町の告示の例による。

(公印)

第17条 委員会及び委員長等の公印は、別表第2のとおりとする。

(補則)

第18条 この規程に定めるもののほか、委員会の職員の服務、事務処理等については、別に定めるものを除き木曾町長部局の例による。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年10月21日規程第14号)

この規程は、平成17年11月1日から施行する。

別表第1

1 職員の任免に関する事項

ア 臨時的(任用期間が1月以下のもの)に雇用される。職員の任免に関すること。

2 職員の服務に関する事項

ア 職員の事務分担に関すること。

イ 職員の旅行を命ずること。

ウ 職員の時間外勤務を命ずること。

エ 職員の年次休暇及び特別休暇に関すること。

3 事務処理に関すること。

ア 告示及び公告で異例又は重要でないもの。

イ 通知、照会、回答、報告、申請、進達等で異例又は重要でないもの。

別表第2

委員会印

木曾広域
連合選挙
管理委
員会之印

委員長印

木曾広域
連合選挙
管理委員会
委員長之印